

指定管理者の管理運営に対する評価シート

| | |
|--------|----------------------|
| 所管課 | 教育庁体育保健課 |
| 評価対象期間 | 平成28年4月1日～平成29年3月31日 |

1 指定概要

| | | | | |
|-----------|--|--|------|------|
| 施設概要 | 名称 | 大分県立庄内屋内競技場 | 施設種別 | スポーツ |
| | 所在地 | 由布市庄内町大龍1314 | | |
| | 設置目的 | 県民の体育及びスポーツの振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するため。 | | |
| 指定管理者 | 名称 | 由布市 | | |
| | 代表者名 | 由布市長 首藤奉文 | | |
| | 所在地 | 由布市庄内町柿原302番地 | | |
| 指定管理業務の内容 | 体育施設の維持管理及び修繕に関する業務 体育施設の利用の受付及び案内に関する業務 体育施設の利用の許可に関する業務 体育施設の利用の促進に関する業務 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める業務 | | | |
| 料金制度 | 利用料金 ・ 使用料 ・ 該当なし | | | |
| 指定期間 | 平成26年4月1日～31年3月31日(5年間) | | | |

2 評価結果

| 評価項目及び評価のポイント | |
|---------------|---|
| 1 | 施設の設置目的の達成(有効性の向上)に関する取組み |
| | (1)施設の設置目的の達成 |
| | 計画に則って施設の管理運営(指定管理業務)が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果を得られているか(目標を達成できたか)。 |
| | 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組みがなされ、その効果があったか。 |
| | 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られ、その効果が得られているか。 |
| | 施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動がなされ、その効果があったか。 |
| | 【所見】 県内唯一のライフル射撃競技場であり、年間を通じて各種大会が開催されている。また、土日を含む週2～3回と放課後に、県ライフル射撃協会と由布高校のライフル射撃部が練習を行っており、特に由布高校の競技力向上が図られている。 ライフル射撃を行わないときは、テニス、ゲートボールに利用でき、定期的に地元のテニスクラブの練習や総合型地域スポーツクラブのソフトテニス教室で利用している。 |
| | (2)利用者の満足度 |
| | 利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。 |
| | 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。 |
| | 利用者からの苦情に対する対応が十分に行われたか。 |
| | 利用者への情報提供が十分になされたか。 |
| | その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。 |
| | 【所見】 年に1回、屋内競技場運営委員会を開催し、利用団体との意見交換を実施している。また、随時、利用団体からの要望把握にも努めている。 |

2 効率性の向上等に関する取組み

(1) 経費の低減等

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組みがなされ、その効果があったか。

清掃、警備、設備の保守点検等の業務について再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされたか。

経費の効果的・効率的な執行がなされたか。

【所見】

不要な照明をつけないよう節電に努めている。

隣接する運動公園内の他の施設と一体的に管理することで、通常の清掃など効率的に実施している。

(2) 収入の増加

収入を増加するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。

【所見】

ライフル射撃の各種大会実施や由布高校ライフル射撃部員の増により、ライフルでの利用は前年度並みであった。しかしながら、熊本地震の影響でソフトテニス等の一般利用が減った。由布高校部活動利用の負担については、高校の顧問と協議しているところ。

利用時間を午後10時までとしており、社会人等が利用しやすいようにしている。木曜日にはテニス、金曜日にはソフトテニスが午後9時30分まで利用している。

3 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組み

(1) 施設の管理運営(指定管理業務)の実施状況

施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であったか。

職員の資質・能力向上を図る取組みがなされたか。

地域や関係団体等との連携や協働が図られたか。

【所見】

通常は嘱託職員1名で対応しているが、イベント時には市教育委員会スポーツ振興課等が応援体制をとるようにしており、特に問題はない。

ライフル射撃の利用にあたっては、公安委員会登録の管理者、従事者が射撃場の管理を行うこととしており、嘱託職員、市教育委員会スポーツ振興課とも連携を図ることで安全利用に努めている。

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

関係法令(地方自治法、労働関係法令、通則条例、設置条例等)が遵守されているか。

施設の利用者の個人情報保護のための対策が適切に実施されているか。

利用者が平等に利用できるよう配慮されていたか。

施設の管理運営(指定管理業務)に係る収支の内容に不適切な点はないか。

管理物件の修繕や日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。

防犯や事故等の危機管理体制、防災士の配置など、防災に係る体制が適切であったか。

防災に関する研修・訓練が効果的に実施されていたか。

事故発生時や非常災害時の対応などが適切であったか。

【所見】

施設管理マニュアル、事故等対応マニュアルに沿った管理体制がとられている。また、緊急時の組織体制を防災士がいる市防災安全課を取込んだものに見直した。

ライフル射撃協会と避難経路の確認を行うとともに、防災・避難訓練の実施について協議している。

【総合評価】

〔所見〕

施設の管理運営については施設の維持管理が主であり、ライフル射撃の利用にあたっては、ライフル射撃協会と連携して管理している。

ライフル射撃協会の指導協力により、由布高校ライフル射撃部の技術力も向上し、全国大会で好成績を挙げるなど地域住民へのアピール度も高い。また、ライフル射撃協会も大会の誘致に努めるなど、認知度が高まることでライフル射撃の競技人口の拡大が期待される。

また、用途が限定される施設ではあるが、テニスでの利用や総合型地域スポーツクラブでの利用など施設に身近な市民レベルでの利用促進に努めている。

〔今後の対応〕

競技団体と連携したライフル射撃の競技力向上により、ライフル射撃競技の認知度の向上、底辺を広げる取組みを期待する。また屋内施設であることを積極的にPRし、大学の合宿等で有効利用を図ってもらいたい。

【指定管理者評価部会の意見】

〔評価〕

- 1 赤字運営が続いているものの、指定管理者である由布市において、県立由布高校のライフル射撃部の強化等として許容できる範囲に収まっているのであれば、適正な状況であると思われる。

〔意見〕

- 1 ライフル射撃はオリンピック種目でもあり、今後の盛り上がり期待される中で、県出身選手の活躍とともに、一般の方でも射撃教室で体験できることなど、県としても県民に対する積極的な情報発信が必要である。
- 2 県の屋内競技場(ライフル射撃場)と隣接する由布市の総合運動公園施設(野球場、テニスコート等)を含めた情報発信など、利活用促進策を県と由布市が連携して行う必要がある。